

平成31年第2回定例会
藤崎町教育委員会議事録

日	時	平成31年2月19日(火)	午後1時30分
場	所	常盤生涯学習文化会館	視聴覚室

第2回定例会議事日程

1 開 会

2 議事録署名者の指名

3 会期の決定

4 教育委員会議事録の概要

5 報告事項

報告第1号 平成30年度学習状況調査結果の概要について

報告第2号 藤崎町学校施設使用条例について

報告第3号 臨時代理について

6 議案事項

議案第2号 平成31年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策案について

議案第3号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について

議案第4号 県費負担教職員（校長及び教頭）の異動内申について

議案第5号 平成31年度藤崎町奨学基金学生について

7 その他

8 閉 会

藤崎町教育委員会

出席者委員

委員	(1番)	田澤 文雄
委員	(2番)	榊 公子
委員	(3番)	石澤 貴幸
委員	(4番)	羽賀 義易

教育委員会事務局

教育長	武田 登
学務課長	兵藤 範明
生涯学習課長、常盤生涯学習文化会館・常盤公民館長	高木 秀光
給食センター所長	清水 裕行

事務局職員

学務課課長補佐	石井 孝
学務課学務係長	長内 真理子
学務課主事	阿保 匠

午後1時30分 開会

◎武田教育長 ただいまから、平成31年第2回藤崎町教育委員会会議を開会いたします。

はじめに、藤崎町教育委員会会議規則第26条の規定により、本日の議事録署名者を2番の榊委員と3番の石澤委員にお願いします。

次に、藤崎町教育委員会会議規則第9条の規定により、会期についてお諮りします。

会期を平成31年2月19日の1日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 異議無しと認め、会期を平成31年2月19日の1日間とします。次に、平成31年第1回藤崎町教育委員会の定例会の概要について、報告をお願いします。

◎石井学務課課長補佐（事務局） 平成31年第1回藤崎町教育委員会定例会の概要を報告します。

平成31年 第1回藤崎町教育委員会定例会の概要を報告します。

平成31年第1回定例会は、平成31年1月18日（金）午後1時30分から常盤生涯学習文化会館視聴覚室において開催されました。委員及び関係者の欠席はありませんでした。

議案事項では、議案第1号「平成30年度藤崎町教育委員会表彰被表彰者の決定」についてが審議されました。

第1回定例会議事録の概要は、以上であります。

◎武田教育長 報告が終わりましたが、ご質問等ございませんでしょうか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、報告第1号「平成30年度学習状況調査結果の概要について」の報告に入りますが、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に充分配慮することが重要であるため、審議については、藤崎町教育委員会会議規則第13条第1項ただし書の規定に基づき、公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 ご異議ないものと認め報告第1号は非公開で審議することといたします。なお、非公開とした別紙資料は、会議終了後に回収しますので、お持ち帰り

しないようお願いします。

それでは、報告第1号「平成30年度学習状況調査結果の概要について」報告をお願いします。

-非公開審議-

◎武田教育長 続いて、報告第2号「藤崎町学校施設使用条例について」報告をお願いします。

◎石井学務課課長補佐（事務局） 3ページをお開きください。報告第2号「藤崎町学校施設使用条例」について標記について、別紙のとおり報告する。

平成31年2月19日提出 藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 藤崎町学校施設使用条例について、教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき報告するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

5ページの資料1をご覧ください。藤崎町学校施設使用条例であります。まず始めに、使用料は地方自治法第225条を根拠とする「行政財産の使用又は公の施設の利用の対価」として、その利用者から反対給付として料金を徴収するものです。

料金設定にあたっては、利用する者と利用しない者の立場を考慮した「住民負担の公平性」を踏まえることが必要であることから、当町では同一施設の料金統一化も踏まえ平成20年4月に施行されました。

そこで、平成31年10月1日より消費税10%となることが予定されていることから、消費税改定を見据えて学校施設使用料の見直しの検討を凶ったところ、現在の施設利用者については、ほぼ減免対象者であることや屋外運動場の電気料等、稼働状況を見極めた結果、学校施設の使用料については、現状のまま、見直しをしないこととするものです。

5ページにあります使用条例は、関係条項及び使用料金表を抜粋したものとなります。

「藤崎町学校施設使用条例について」は、以上であります。

◎武田教育長 報告が終わりました。ご質問等ございますか。

◎石澤委員 はい、柔道場はどちらの学校にあるのですか。

◎石井学務課課長補佐（事務局） はい、藤崎中学校にあります。

◎石澤委員 ちなみに藤崎中学校に柔道部はあるのでしょうか。

◎兵藤学務課長 はい、柔道部はないですが、町のスポーツ少年団で柔道を教えているので、そこで使用しています。

◎羽賀委員 ほとんど毎日ですよ。

◎兵藤学務課長 はい、ほとんど毎日です。来年度から藤崎中学校に柔道部員が入部する予定です。

◎武田教育長 他にご質問等ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、続いて報告第3号「臨時代理について」報告をお願いします。

◎石井学務課課長補佐（事務局） 6ページをお開き下さい。報告第3号「臨時代理」について標記について、別紙のとおり報告する。

1 藤崎町就学援助事業実施要綱の一部改正について（資料2）

2 藤崎町特別支援教育支援員設置要綱の一部改正について（資料3）

平成31年2月19日提出 藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 藤崎町就学援助事業実施要綱並びに藤崎町特別支援教育支援員設置要綱の一部改正について、教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき臨時代理したので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

8ページの資料2をご覧ください。藤崎町就学援助事業実施要綱の一部改正です。藤崎町就学援助事業実施要綱の一部を次のように改正する。

別表第1の表を次のように改める。新入学児童生徒学用品費の小学校・中学校支給日、5月末日を小学校5月末日、中学校3月上旬（入学前）に改めるものであります。

次に費用の学用品費等（3）の校外活動費と支給対象経費の（3）郊外活動費を削除し、支給額（1）小学校の表内及び（2）中学校の表内の校外活動費を削除するものであります。

続いて、9ページ表の一番上、費目の校外活動費（宿泊なし）の行を追加し、支給額の説明中、平均交通費の次に「及び見学料」を追加し、「ただし、小学生は1,570円を、中学生は2,270円を上限とする。」に改めるものであります。

更に、校外活動費に（宿泊あり）を追加し、支給対象経費の説明中、学校行事としての次を「校外活動（宿泊を伴うものに限る。）」から「宿泊を伴う校外活動」に改め、支給額の説明中、平均交通費の次に「及び見学料」を追加するものであります。10ページからは旧別表第1となります。

12ページをご覧ください。別表第2の表を次のように改める。

13ページの新旧対照表をお開きください。「校外活動費（宿泊を伴うもの）」を「校外活動費（宿泊なし）」と「（宿泊あり）」に改めるものであります。

続きまして、14ページ 資料3「藤崎町特別支援教育支援員設置要綱の一部改正」についてです。

藤崎町特別支援教育支援員設置要綱の一部を次のように改正する。

15ページの新旧対照表をお開きください。第6条第1項中「所属する学校長が」の次に「授業、行事等に合わせ、週5日以内での勤務日を」を加え、同条第2項中「おおむね7時間以内」を「原則午前8時～午後4時の間で5時間」に改める。

第7条第1項中「1,000円」を「1,100円」に改める。

第9条中「勤務状況整理簿兼勤務状況報告書」を「出勤簿兼勤務計画及び実績報告書」に改める。

様式第1号の様式を次のように改める。

報告第3号「臨時代理について」は、以上であります。

◎武田教育長 報告が終わりました。ご質問等ございますか。

◎田澤委員 新入学児童生徒の学用品費というのがあります。支給日についてですが、従来小中学校は5月でしたよね。中学校に入学する子が3月で小学校に入学する子が5月というのは早めの支給になるということは大変良いと思います。ただ、小学校の支給を中学校に合わせて3月というのはいかないのでしょうか。

◎兵藤学務課長 はい、この新入学児童生徒の学用品費については、いわゆる国の方針で入学前支給するように言われておりまして、他市町村でも実施しておりました。今回、中学校に入学する支給対象者がわかっているため、中学校のみの実施となりましたが来年度以降は小学校においても実施する方針を立てております。

◎田澤委員 はい、わかりました。もう1つ良いですか。通学用品費というのがありますがどういうものを想定していますか。

◎長内学務係長 通学用靴や雨具などが通学用品費に含まれます。

◎田澤委員 わかりました。ありがとうございます。

◎羽賀委員 特別支援教育支援員に関してですが、1日の勤務時間が大きく変更しているのですが何か理由はありますか。

◎兵藤学務課長 はい、総務課にて特別支援教育支援員の勤務時間を明確にする必要があるということでありました。その理由としては、年次休暇を取得するにあたって、勤務時間が元となることから明確にするために1日5時間ということになりました。

◎羽賀委員 学校でも了解しているのであれば、良いと思います。ただ、おおむね7時間以内だったのが5時間となると学校でも困るだろうなと思い、質問しました。

◎田澤委員 特別支援教育支援員の件について、時間数5時間となって、時間がはっきりしてよいなと思いました。勤務の内容としても行事も合わせてとなっていることから非常に学校の実状に合わせたものになっているなと思いました。また、様式についても非常に見やすくなっているなと思いました。

◎武田教育長 他にご質問等ございませんか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、議案審議に入ります。議案第2号「平成31年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策案について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

◎石井学務課課長補佐（事務局） 議案第2号「平成31年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策案」について標記について、別紙のとおり提出する。

平成31年2月19日提出 藤崎町教育委員会 教育長 武田 登
理由 平成31年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策を定めるもの
あります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。別紙2をご覧ください。平成31年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策についてであります。

主な変更点についてご説明いたします。新旧対照表と記載のある付属資料の3ページをお開きください。

4. 学校教育指導の方針と重点は、青森県の方針と重点に準拠しており、(2)
①授業の充実では、新学習指導要領全面実施に向け、全体計画や年間指導計画などを整備することが重要であることから、「ア 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備」が追加され、イについては、育成を目指す資質・能力の三つの柱の一つとして知識及び技能の習得が示され、各教科等の指導においては基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得が重要であることから、「基礎的・基本的内容に即した」を「基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得に向けた」としております。

②道徳教育の充実では、全ての学校で道徳教育の全体計画が作成されており指導体制も含め整備・充実することが重要であることから、アの項目に「全体計画」を加えております。

③特別活動の充実では、様々な集団に関わりながら、集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、よりよく解決することが重視されていることから、4ページのエの項目は、「感動や連帯感を高める」を「集団への所属感や連帯感を深める」としております。

④体育、健康教育の充実では、生涯にわたって健康を維持したり、スポーツを楽しんだりするための基礎を培うことが重要であることから、「健康・安全で活力のある生活」を「健康で安全な生活と豊かなスポーツライフ」としております。

5 ページをお開きください。⑧環境教育の推進では、総合的な学習の時間においては、児童が身体全体で対象に働きかけ実感をもって関わっていく活動を体験活動として位置づけられていることから、ウの項目は「体験学習」を「体験活動」としております。

⑨国際化に対応する教育の推進では、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成・向上のためには、外国語指導助手等の活用や言語活動の工夫・充実を含めた外国語教育全体の充実を図る必要があることから、イの項目は「外国語指導助手等の活用や言語活動の工夫・充実」を「外国語教育の充実」としてしております。

⑩情報化に対応する教育の推進では、情報モラルの重要性に鑑み「情報モラルを含む」を明記し、情報モラルの指導が一定程度定着していることを踏まえ、目標にある エ「情報モラルにかかわる指導の推進」を「充実」に変更しております。

⑪研修の充実では、一過性の研修で終わるのではなく、日常的に学び合う環境づくりが必要であることから、6 ページ イの項目は「互いに学び合い」を「日常的に学び合い」としております。

5. 社会教育の方針と重点については、変更がございません。

「平成31年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策案について」は以上であります。

◎武田教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 それでは、議案第2号「平成31年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策案について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、議案第2号「平成31年度藤崎町教育委員会基本方針及び重点施策案について」を原案のとおり承認します。続いて、議案第3号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」を議題とします。二つの審議事項がありますが、それぞれの説明のあとに審議をし、最後に決をとることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 それでは、事務局の説明を求めます。

◎石井学務課課長補佐（事務局） 20ページをお開きください。議案第3号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出」について議会の議決を経るべき次の議案について、町長から意見を求められたが別紙原案のとおり了承する。

1 平成30年度藤崎町一般会計（教育費）第4回補正予算案（別紙3）

2 平成31年度藤崎町一般会計（教育費）予算案（別紙4）

平成31年2月19日提出

藤崎町教育委員会 教育長 武田 登

理由 議会の議決を経るべき議案について町長から意見を求められたことに伴い、教育委員会の決定を得る必要があるので提出するものであります。

関係条文は、次ページに記載のとおりであります。

別紙3をご覧ください。平成30年度藤崎町一般会計（教育費）第4回補正予算案であります。

1 ページの歳入については、補正前総額が5億6738万円に1億2111万円を増額し、6億8849万円とするものであります。

歳出については、補正前総額が8億5796万5千円に1億1019万5千円を増額し、9億6816万円とするものであります。

3 ページ以降は、歳入・歳出の明細であります。主なものを説明いたします。歳入です。3 ページの2 教育費負担金の減額は、給食費負担金で学校行事等による給食、食数実績見込みの減少によるものであります。

4 教育費国庫補助金の増額は、藤崎小学校のブロック塀、撤去・新設と藤崎中央小学校を除く、町立小中学校4校に設置するエアコンの空調設備整備事業に伴う臨時特例交付金であります。

5 教育債 2 学校教育施設等整備事業債及び3 一般補助施設整備等事業債は、ブロック塀及び空調設備整備事業実施に伴い臨時特例交付金の不足分を補う各種整備事業債であります。

4 ページ歳出の事務局費です。13 委託料及び15 工事請負費の増額については、実経費に伴う予算であります。

3 給食センター費、11 需用費の賄材料費の減額は、給食食数実績見込みの減少によるものであります。

5 ページの7 常盤生涯学習文化会館管理運営費 15 常盤生涯学習文化会館整備工事費の減額は、工事完了に伴うものであります。

その他の項目の補正は、事業終了による事業費の確定や支出見込の調整によるものであります。

平成30年度藤崎町一般会計（教育費）第4回補正予算案については、以上であります。

◎武田教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎田澤委員 今年度、空調に関しては整備されましたか。

◎兵藤学務課長 空調に関しては、来年度順次整備予定となっております。

◎武田教育長 今、課長から話がありました件について、ここから非公開とさせていただきたいのですが、皆様よろしいでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

-非公開審議-

◎武田教育長 他にご質問等はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 2の「平成31年度藤崎町一般会計（教育費）予算案」の審議に入ります。事務局の説明を求めます。

◎石井学務課課長補佐（事務局） 別紙4をご覧ください。平成31年度藤崎町一般会計（教育費）予算案であります。1ページの歳入は、負担金が7421万円、使用料が22万円、国庫補助金が128万円、県補助金が45万7千円、雑入が12万8千円で、総額7629万5千円とするものであります。

2ページの歳出は、教育総務費が3億4962万7千円、小学校費が7724万7千円、中学校費が5392万4千円、社会教育費が2億655万6千円で、総額6億8735万4千円とするものであります。

3ページは歳入歳出 予算事項別 明細書であります。

歳入合計は、昨年対比1億9756万7千円の減となるものであります。

4ページをお開きください。歳出は、昨年対比1億5223万3千円の減となるものであります。

5ページをお開きください。歳入の明細であります。主なものを説明いたします。

2教育費負担金の給食費負担金、小学校分が4551万円、中学校分が2785万9千円、給食センター職員等分が84万円であります。

7ページからは、歳出の明細であります。主なものを説明いたします。

8ページをお開きください。事務局費 13委託料のPCB廃棄物処理業務委託料及びPCB廃棄物収集運搬業務委託料は、保管していたPCB廃棄物を分析した結果、低濃度汚染物と産業廃棄物に分別されたため、処理及び運搬に伴う予算であります。

同じく委託料の長寿命化計画策定業務委託料は、町立小中学校の改修等を実施するための個別施設計画であります。

9ページをお開きください。18備品購入費 ICT機器購入費は、3小学校の児童用パソコン120台分の更新に伴うものであります。

15ページをお開きください。2小学校費の藤崎中央小学校費 15工事請負費のプール改修工事費は、プールろ過配管バルブ取替工事等に伴うものであります。

19ページをお開きください。3中学校費の藤崎中学校費 15工事請負費のサッカーグラウンド照明改修工事費は、水銀灯6基をLED投光器に変更するものであります。

22ページをお開きください。1社会教育総務費13委託料の藤崎町文化センター等指定管理料は、文化センター等社会教育施設の指定管理事業費であります。

23ページをお開きください。19負担金補助及び交付金の藤崎町文化センター等維持管理補助金は、文化センター等の職員の人件費であります。

25ページをお開きください。4保健体育費14使用料及び賃借料のスポーツプラザ藤崎照明リース料は、水銀灯及び蛍光灯更新工事に伴う初期費用が不要でLED化でき、電気料削減分を原資として照明をリースする新たな取り組みであります。

19負担金補助及び交付金のスポーツプラザ藤崎等維持管理補助金は、スポーツプラザ藤崎等の職員の人件費であります。

28ページをお開きください。債務負担行為の調書であります。文化センター等とスポーツプラザ藤崎等の指定管理について管理者と契約をするにあたり、単年度契約ではなく平成28年度から平成32年度までの5年契約をし、28年度から30年度まで指定管理に要する費用を支払いましたが、残り2年間の平成31年度から32年度まで、毎年度、費用を支払う、ということであります。

平成31年度藤崎町一般会計（教育費）予算案については、以上であります。

◎武田教育長 説明が終わりました。ご質問等ございますか。

◎羽賀委員 平成31年度の予算内で学校にて使用できる消耗品費の予算については増減等ありましたでしょうか。

◎石井学務課課長補佐（事務局）消耗品費については、昨年同様もしくは一部減額となっております。財政部局からもそのような指示は出ているので、全体的に下がってはおります。

〔「なし」という声あり〕

◎武田教育長 それでは、議案第3号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 無ければ、議案第3号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について」を原案のとおり承認します。続いて、議案第4号「県費負担教職員（校長及び教頭）の異動内申について」を議題とします。

なお、この案件は、県費負担教職員の人事に関する事項であることから、審議については、藤崎町教育委員会会議規則第13条第1項ただし書の規定に基づき、これを公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 ご異議ないものと認め、議案第4号は非公開で審議することといたします。なお、非公開とした資料は、会議終了後に回収しますので、お持ち帰りしないようお願いします。それでは、事務局の説明を求めます。

-非公開審議-

◎武田教育長 議案第4号「県費負担教職員（校長及び教頭）の異動内申について」を原案のとおり承認します。続いて、議案第5号「平成31年度藤崎町奨学基金奨学生について」を議題とします。

この案件には、個人情報が含まれることから、審議については、藤崎町教育委員会会議規則第13条第1項ただし書の規定に基づき、公開しないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

◎武田教育長 ご異議ないものと認め議案第5号は非公開で審議することといたします。なお、非公開とした別紙資料は、会議終了後に回収しますので、お持ち帰りしないようお願いします。それでは、議案第5号「平成31年度藤崎町奨学基金奨学生について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

-非公開審議-

◎武田教育長 議案第5号「平成31年度藤崎町奨学基金奨学生について」は、教育委員会として異議のないこととします。

◎武田教育長 以上で本日の議案審議を終了します。これで本日の会議は終了となります。ありがとうございました。

会議録作成者

藤崎町教育委員会 学務課

主事 阿保 匠

閉会時間 午後3時30分

教育長 武田 望

2番 神 公子

3番 石澤 貴幸